

○水戸芸術館条例施行規則

平成18年 3月20日

水戸市規則第15号

改正 平成23年 4月25日規則第19号

平成24年 3月30日規則第14号

平成25年 7月30日規則第42号

水戸芸術館条例施行規則（平成2年水戸市規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、水戸芸術館条例（平成17年水戸市条例第45号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使用申請等）

第2条 公益財団法人水戸市芸術振興財団（第3項において「財団」という。）は、条例第5条の規定により水戸芸術館の使用の許可を受けようとするときは、当該年度の事業計画書を添えて、使用申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、使用許可書を交付する。

3 財団は、第1項の事業計画書の内容に変更が生じたときは、事業計画変更書を市長に提出しなければならない。

4 第1項の使用申請書、第2項の使用許可書及び前項の事業計画変更書については、市長が別に定める。

（平24規則14・一部改正）

（塔の入場手続）

第3条 指定管理者は、条例第10条の規定により入場料を納付した者に対し、入場券（様式第1号）を交付する。

（入場料の免除）

第4条 条例第11条の規定により入場料を免除する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 教育活動の一環として、本市の小学校及び中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部を含む。）の児童及び生徒並びにこれらを引率する者が入場するとき。

(2) 本市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村に住所を有する者で次のいずれかに該当するものが入場するとき。

ア 65歳以上の者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳（オにおいて「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者

ウ 療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳（オにおいて「療育手帳」という。）の交付を受けている者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（オにおいて「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者

オ 身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を介護する者

(3) 前2号に掲げるもののほか，入場料を免除することが相当であると認めるとき。

2 前項の規定に該当する場合において，入場料の免除を受けようとする者は，入場料免除申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は，前項の規定による申請を受けたときは，直ちに審査してその適否を決定し，入場料免除決定通知書（様式第3号）を交付する。

4 前2項の規定にかかわらず，第1項第2号に該当する者は，その入場の際に，同号の規定に該当することを証するものを提示することにより入場料の免除を受けることができる。

（平23規則19・平25規則42・一部改正）

（入場料の還付）

第5条 条例第12条ただし書の規定による入場料の還付額は，次の各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第12条第1号に該当するとき 全額

(2) 条例第12条第2号に該当するとき 市長が必要と認める額

（入館者の遵守事項）

第6条 水戸芸術館に入館する者は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ちらし，パンフレット等を配布しないこと。ただし，許可を得た場合を除く。

(2) 物品の販売，寄付金の募集等を行わないこと。ただし，許可を得た場合を除く。

(3) 火気を使用しないこと。ただし，許可を得た場合を除く。

(4) 壁，柱，扉等に張り紙，くぎ打ち等をしないこと。ただし，許可を得た場合を除く。

(5) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし，許可を得た場合を除く。

(6) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。

(7) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。

(8) 騒音，怒声を発し，又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(9) 美術作品等を損傷し，又は汚損しないこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか，水戸芸術館の係員の指示に従うこと。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付 則

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成23年4月25日規則第19号）

この規則は，公布の日から施行する。

付 則（平成24年3月30日規則第14号）

この規則は、公益財団法人水戸市芸術振興財団が設立の登記をした日から施行する。

付 則（平成25年7月30日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

(1) 大人

水戸芸術館塔入場券 大人 円	No. _____ 大人 円
水戸市 No. _____	

(2) 小人

水戸芸術館塔入場券 小人 円	No. _____ 小人 円
水戸市 No. _____	

様式第2号(第4条関係)

入場料免除申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称又は代表者)
担当者
電 話

水戸芸術館条例第11条の規定により、次のとおり入場料の免除を申請します。

入場日時	月 日 時 ~ 月 日 時
入場人員	人(大人 人, 小人 人)
申請理由	
備 考	

注 申請理由の欄は、水戸芸術館条例施行規則第4条第1項各号のいずれかに該当するかを記入すること。ただし、同項第3号に該当する場合は、その内容を具体的に記入すること。

様式第3号(第4条関係)

入場料免除決定通知書

年 月 日

様

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあった塔の入場料の免除について、次のとおり決定したので、水戸芸術館条例施行規則第4条第3項の規定により、通知します。

入場日時	月 日 時 ~ 月 日 時
入場人員	人(大人 人, 小人 人)
備考	

注 入場の際、窓口に提示してください。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

(平24規則14・一部改正)